

## 令和7年度第2回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

日 時	令和8年2月20日（金） 午前10時30分から午前11時35分まで
場 所	江別市社会福祉協議会 2階大広間
出席委員	林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、白石 ゆかり、鹿島 聡美（7名）
欠席委員	なし
事務局	健康福祉部長 白石 陽一郎、健康福祉部次長 四條 省人、 介護保険課長 山本 彩子 障がい福祉係長 細川 晃司、地域支援事業担当主査 竹本 真祐、 高齢福祉係長 川合 彩、同係主任 松居 早織（7名）
受任者	江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、 主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、成田 茉樹（5名）
傍聴者	なし
議 事	(1) 報告事項 ア 令和7年度中核機関の運営状況について（令和7年9月末まで） イ 令和7年度中核機関の受任調整等の状況について（令和7年9月末まで）

### 議事概要

#### ○山本介護保険課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。事務局の江別市健康福祉部介護保険課の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以降、林会長の進行により、本協議会を進めさせていただきます。林会長、よろしくお願いいたします。

#### ○林会長

それでは、次第に基づき、順次進めてまいります。

次第2議事(1)報告事項のア「令和7年度中核機関の運営状況について（令和7年9月末まで）」、事務局から報告をお願いします。

#### ○川合高齢福祉係長

それでは資料1をご覧ください。

項目1「相談等の状況について」ご報告いたします。令和7年4月から9月末までの実績について、(1)「のべ相談件数（相談者別）」は総件数で531件、うち新規相談件数は90件となります。

次に、(2)「実相談件数（相談方法別）」は82件、(3)「相談件数（相談内容別）」は148件となります。

今年度の相談件数は、昨年度と比べて増加傾向となっており、のべ相談件数は前年度の同時期よりも87件、新規件数は12件増加しています。

また、次回会議にてご報告する内容となりますが、令和8年1月末時点の、のべ相談件数は、850件、内新規件数148件であり、このペースでいくと、今年度末は、のべ相談件数が1,000件程

度、新規件数が170件程度となる見込みです。

継続件数の増加は、案件によりますが、今年度は、申立て件数が増加していることから、法定後見の申立て準備に係る関係機関とのやりとりが、多くなっている状況です。相談状況の内訳は、後程2頁にてご報告します。

次に、項目2「支援等の状況」(1)「申立ての状況」について、こちらは江別市成年後見支援センター（以下「センター」という。）が申立て支援に携わった件数です。

令和7年9月末までに、センターから市に市長申立ての要請があった件数は、後見類型が5件となります。

また、参考として下記に市が家裁へ申立てした件数を記載しており、後見類型が4件となります。こちらは、昨年度センターから市に要請があって、今年度申立てに至ったものが2件、今年度センターから要請があって、9月末までに申立てに至ったものが2件となります。

今年度は、市長申立ての要請件数も増加しており、令和8年1月末時点で12件となっています。今年度末の件数は、さらに増加する見込みです。

次に、本人申立ては保佐類型が3件、補助類型が1件、親族申立ては後見類型が5件となります。辞任・選任申立てはありません。後見類型の合計件数は10件であり、9月末時点で昨年度末の合計件数と同数となります。

(2)「活動状況」について、センター職員の活動件数が266件、後見支援員の活動件数が97件となります。内訳は3頁に記載しております。

次に(3)「支援対象者の状況」について、高齢者が18件、障がい者が2件となります。

次に2頁をご覧ください。

項目1「相談等の状況」について、(1)「のべ相談件数（相談者別）」の内訳は、「①本人」が82件と最も多く、次いで「②親族」が81件、「⑩医療機関」が64件、「⑨介護施設等」が63件となります。

昨年度に引き続き、関係機関からの相談が多くなっているほか、今年度は申立て件数が増えているため、親族や行政機関（市役所）とのやりとりも増えています。

補足説明として、資料には記載していませんが、実相談件数（相談方法別）の内訳について、高齢者の相談は、センターへの「来所」が30件、「電話」が38件、「訪問」が2件の計70件、障がい者の相談は、「来所」が10件、「訪問」が1件、「その他」が1件であり、「その他」は、くらしサポートセンターへの相談となっています。合計82件となります。

続きまして、(2)「相談件数（相談内容別）」について、「①法定後見」が60件と最も多く、次いで「⑦財産管理」が31件、「⑧身上保護」が12件となります。

次に3頁をご覧ください。項目2「支援等の状況」について、(1)「申立ての状況」は先程申し上げましたとおりです。

(2)「活動状況」について、センター職員は「②財産管理」が140件と最も多く、次いで「③各種契約、手続き等」が96件となります。

後見支援員については、主に「⑥定期訪問・支援」が96件となります。

(3)「支援対象者の状況」については、資料のとおりです。

次に4頁をご覧ください。項目3「その他の活動状況」について、(1)「市民後見人フォローアップ研修」は年2回開催しており、昨年6月18日に1回目を開催し、21名が参加しました。

講義内容について、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社の谷崎大治郎氏をお迎えし、特殊詐欺の状況や、近年増加傾向のインターネット料金の「架空料金請求詐欺」や、「SNS型投資詐欺」について学びました。

また、近年多様化するキャッシュレス決済について、各支払方法のメリットやデメリット等を学びました。参加者からは、様々な特殊詐欺を知ることができて勉強になった、今後の活動の参考にしたい、という意見がありました。

また、複数の市民後見人候補者から要望があったため、グループワークを通して参加者同士の交流を行いました。

グループワークでは、普段の後見支援員としての活動や、市民後見人の個人受任について参加者同士、情報共有を行いました。参加者からは、とても楽しかった、また機会があればぜひ参加したい、という意見がありました。

2回目は、8月28日に開催し、21名が参加しました。

1人目の講師は、昨年度に引き続き、東京大学大学院の東特任専門職員を講師として、国の法制審議会の状況を踏まえて、法定後見の開始や終了、成年後見人の解任など、国の検討状況を解説していただきました。

2人目の講師は、北海道文教大学の當瀬教授をお迎えし、脳の仕組みや認知症の方の脳の状態等を解説していただき、認知症への理解を深めました。

参加者からは、国の動向や認知症について学ぶことができよかった、という意見がありました。

次に、(2)「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会」について、昨年7月23日に開催し、18名の方にご参加いただきました。

協議内容について、センターの相談状況等を報告したほか、江別市立病院患者支援センターの岩脇主査を講師として、身寄りのない方を受け入れる際の関係機関との連携方法や、過去の支援事例を情報共有しました。

参加者からは、金銭管理や死後事務についての質問があったほか、事例を通して活発な意見交換が行われました。参加者からは、大変勉強になった、今後の支援の参考にしたい、という意見がありました。

以上で資料1の報告は終わります。

#### ○林会長

どうもありがとうございます。今の報告についてご質問等ございますか。

#### ○森田委員

2点ほど参考までにお伺いしたいです。項目1「相談等の状況」の(1)「のべ相談件数(相談者別)」の内訳で、「③成年後見人等」が26件、「⑬家庭裁判所」が11件とあります。こちらの相談内容をお伺いしたいです。

それから、相談件数が半年間で531件で、今年度末は1,000件を超える見込みというお話もありました。

家庭裁判所からも、後見事件の申立て件数は、1月から12月までで増加したと伺っています。これも、色々な普及啓発や利用促進等がかみ合っていたり、地域連携ネットワークの運営がかなり機能しているのかなと思われそうですが、今後こうした増加傾向に対して、何か中核機関として対応や方策を考えているのであれば、お話できる範囲でお伺いしたいです。

#### ○川合高齢福祉係長

まず、「③成年後見人等」と「⑬家庭裁判所」の相談内容について、申立てが今年度は多いため、そのやりとりで件数が増えていると認識をしていますが、センターから補足説明がありましたら、お願いできますか。

#### ○平塚主任相談員

「⑬家庭裁判所」については、主に調査の連絡調整が多いです。「③成年後見人等」については、主に市民後見人が関わる相談が多いです。そして、社会保険労務士さんは、どうしても札幌で受けている方が多いので、江別市の状況や生活保護について教えてほしいという相談が多いです。

また、相談件数増加へのセンターの対応については、各案件の対応速度を上げることや、法人後見の報酬も件数増加に伴って増えてきているので、非常勤職員を採用し、法人後見の事務

負担が減らすことを検討していきたいと思っています。

#### ○川合高齢福祉係長

今センターから回答がありましたように、非常に件数が多くなってきているので、市長申立ての要請があった場合は、戸籍の広域交付制度を活用し、迅速に家裁へ申立てができるよう対応しています。

また、対象者の状況によっては、優先的に進める等弾力的な対応に努めています。

課内でも、複数の職員が連携して対応しているので、以前より早いペースで申立てできていると思います。

センターの体制を含め、市とセンターとの月1回のミーティングの中で情報共有しているので、今後もセンターと常に連携しながら進めていきたいと思っています。

#### ○森田委員

ありがとうございました。

#### ○林会長

他になれば、報告事項のAは終わりますがよろしいですか。

それでは、報告事項のイ「中核機関の受任調整等の状況について（令和7年9月末まで）」事務局からお願いします。

#### ○成田相談員

第1回の受任調整会議は、令和7年4月11日に開催しました。1人目は73歳男性、サービス付高齢者向け住宅の入居者となります。主な申立理由は、判断能力の著しい低下、支援できる身寄りがおらず、金銭管理や行政手続等のためであり、協議結果は、制度利用が適当、申立方法は市長申立て、後見人等は法人受任（社協）となります。受任者は社協となります。

第2回は、令和7年5月22日に開催し、2人目は95歳女性、介護付有料老人ホームの入居者で、主な申立理由は、判断能力の低下、支援できる身寄りがおらず、金銭管理や行政手続等が必要なためです。協議結果は、制度利用が適当、申立方法は本人申立て、後見人等は法人受任（社協）となり、受任者は社協となります。

第3回は、令和7年6月11日に開催し、3人目は77歳女性、サービス付高齢者向け住宅の入居者で、申立理由は判断能力の著しい低下、配偶者が負債を残して急死、支援できる身寄りがおらず、負債の確認や金銭管理、行政手続等のためとなります。協議結果は、制度利用が適当、申立方法は市長申立て、後見人等は法人受任（社協）となり、受任者は社協となります。

4人目は90歳男性、高齢者向け賃貸住宅の入居者で、主な申立理由は判断能力の低下、支援できる身寄りがおらず、金銭管理や行政手続等が必要なためとなります。協議結果は、制度利用が適当、申立方法は本人申立て、後見人等は法人受任（社協）、受任者は社協となります。

5人目は84歳男性、住宅型有料老人ホームの入居者で、主な申立理由は、判断能力の低下、支援できる身寄りがおらず、金銭管理や行政手続等が必要なためとなります。協議結果は制度利用が適当、申立方法は本人申立、後見人等は市民後見人となり、受任者は市民後見人となります。

次に6頁をご覧ください。第4回の会議は8月25日に開催し、6人目は56歳男性、意識不明で入院中の方となります。主な申立理由は、本人が意識不明で、姉から金銭管理が負担との相談があり、ネット銀行や投資信託等の確認が必要だったためです。協議結果は、制度利用が適当、申立方法が親族申立て、後見人等は法人受任（社協）、受任者は社協となります。

7人目は93歳男性、サービス付高齢者向け住宅の入居者となります。主な申立理由は、唯一の親族である長男が亡くなり、相続手続が必要なためです。協議結果は、制度利用が適当、申立方法が市長申立て、後見人等は市民後見人となり、受任者は市民後見人となります。

8人目は93歳男性、高齢者向け賃貸住宅の入居者で、主な申立理由は、判断能力の著しい低下、支援できる身寄りがおらず、金銭管理や行政手続等が必要なためです。協議結果は、制度利用が適当、申立方法は市長申立て、後見人等は市民後見人となり、受任者は市民後見人となります。

第5回は、9人目は70歳女性、グループホームの入居者で、主な申立理由は、親族から金銭管理を後見人に任せたいと相談があったほか、不動産売却や保険解約、ライフラインの解約等の手続きが必要なためです。協議結果は制度利用が適当、申立方法は親族申立て、後見人等は法人受任（社協）となり、受任者は社協となります。

10人目は、70歳男性で入院中であり、申立理由は、判断能力の低下、支援できる身寄りがおらず、各手続が必要なためです。協議結果は、制度利用が適当、申立方法は本人申立て、後見人等は法人受任（社協）、受任者は社協となります。

次に7頁をご覧ください。項目2「成年後見等の受任状況（令和7年9月末時点）(1)「受任状況」について、法律職が4件、福祉職0件、その他専門職が3件、社協が6件、市民後見人が2件となります。

参考として、下記に「社協受任内訳」を記載しており、件数は26件となります。「市民後見人受任内訳」も記載しており、件数は4件となります。

資料2の報告は以上となります。

#### ○林会長

どうもありがとうございました。ご質問等ございますか。

#### ○菅委員

受任調整の状況について、おそらく社協が受任しているものは、やはり金銭的な調査や行政手続等が複雑なために社協が受けて、市民後見人は複雑な業務がないため、市民後見人が受任しているということだと思っておりますが、社協が受任しているケースで、事務手続等が落ち着いた時点で、そのまま社協が受任する方向で進めるのか、それとも市民後見人に移行する方向なのか、お伺いしたいです。もう1点が、現在江別市の中で、市民後見人が受任している件数を教えていただきたいです。

#### ○平塚主任相談員

まず、社協の法人後見から市民後見人へのスライドについては、支援員の方が個人受任をやりたいかどうかが一番のポイントになります。現在、市民後見人の候補者は50名程いますが、個人受任をやっても良いという人は、おそらく15人もいないと思います。そのため、個人受任が可能な方には、スライドも検討しますが、支援員を継続したいという方は、そのまま支援員として活動してもらっています。

なお、市民後見人の個人受任について、のべ11件となります。ただ、亡くなった方もいらっしゃいますので、現在の受任件数は3件となります。

#### ○林会長

ありがとうございました。他にございますか。

#### ○大桃委員

受任状況について、任意後見の相談件数が結構増えてきているのかなと思いますが、現在の任意後見の相談状況や、契約の件数、実際に発効した件数等がわかれば教えてください。

#### ○平塚主任相談員

任意後見の受任は現在3件となります。任意後見の相談自体は多いですが、やはり制度説明

だけで終わってしまうことが多いです。説明後、相談者から「公正証書で契約する時期は検討する」と言われて、相談が終了してしまうことが多いです。

発効の件数はなく、3件とも見守り契約でとどまっています。

○林会長

ありがとうございました。他にございますか。

○森田委員

受任調整の状況について、保佐や補助を結構受任していらっしゃることに感心しました。その申立方法が本人申立てということでしたので、センターの方でも助言しながら申立されて、結構大変だったのかなと感じています。

先程市民後見人について、おそらく今年の養成講座を終えて、現在50名程登録されており、実際に市民後見人として活動されている方は3名というお話がありました。

市民後見人が単独で受任することは、なかなかハードルが高いというお話もありましたが、市民後見人を養成していくことが、講座の目的のひとつでもあると思うので、今後、市民後見人養成講座を行う際は、市民後見人に移行する意欲の向上も考えていただければと感じました。

○林会長

ありがとうございました。他にございますか。

○小泉委員

2つお聞きしたいことがありまして、1点目が第4回の受任調整会議の中で、社協さんが受任されたケースで、相続手続が必要なものがありましたが、こうした法的な行為に関わるケースについても、社協さんとして積極的に受任される体制を取っていらっしゃるのかが気になりました。その理由として、自治体によっては、法的手続が入ると大変さもあるためかお断りされる場合があって、お聞きできればと思いました。

○平塚主任相談員

幸いなことに、江別市は司法書士さんや弁護士さんに協力してくれる方が多いので、連携しながらやらせていただいています。

社協としては、紛争性がない限り、基本的には受任し、相続等の法的な部分に関しては、専門職に委任するという方針でやっていきたいと思っています。

○小泉委員

ありがとうございます。もう1点が、今回統一書式になった関係で、報酬付与の申立説明書等が変わりましたが、教えていただける範囲で、報酬の増額傾向があったかどうかを、事情としてわかればと思いました。

実は弁護士会では、新書式になったことで、結構報酬の増額傾向が見えているところがありましたので、質問させていただきました。

○平塚主任相談員

それはとても感謝しています。報告書の作成は大変になりましたが、その分報酬に反映され、新たに非常勤職員の採用も検討できるようになりました。

○菅委員

受任状況の表を見ると、初期の頃と比べて社協が非常に困難なケースや葬儀のようなことを行わなければいけないケースも、たくさん受けてきているということがわかります。

実は、専門職の受任もなかなか難しい状態になってきています。相談ケースがとても多く、本当は受けたいけれども受けられないという状況です。私は札幌市の会議にも参加しているのですが、札幌市も市民後見人の受任件数が少ない状況です。札幌市の意見を聞くと、やはり職員の人数が足りない、要するに市民後見人は専門職ではありませんので、育成するために、最初は丁寧に教える必要があると思います。

江別市の場合、亡くなった方もいるとのことですが、のべ11件受任して、現在3件という数字は、住民の人口を踏まえると、結構良い数字なのかなと思います。ただ、やはり今後のことを考えると、何らかのフォローが必要かと。市民後見人を増やしていく方向は、大事なことだと思っていて、例えば、難しいケースもある程度落ち着いてきたら、市民後見人が受けられるようにしていくという方向で、今の世の中はしていかなければ、これからは難しいのかなと思います。その分、やはり職員体制等は見直しが必要ではないかと感じました。

### ○林会長

そうですね。本当に市民後見人を増やそうと思うのであれば、やはりそこで専門職を置かないと、これからは難しいと思います。社協のスタッフの中というより、そういう役割がきちんとあると良いとは思いますが、ただお金が必要ですから、そこは市もなかなか大変だと思いますが、おそらく市民後見人が普及して増えていくと、やはりそうしたコーディネートをする人が必要になってくることは、確かだと思います。

それをどのような形にするのかは、実は個人で考えると法人後見というものを、既存の社会福祉法人や、特養を運営している法人等色々な法人が少しずつでも行えば、かなり違ってくると思います。そうすると、市民後見人も増えてほしいですが分散ができると思います。

今、社協が一手に行っている関係がありますが、本州では、社会福祉法人が法人後見を始めたところ結構出てきているので、おそらくそれで変わるだろうと思います。

特に、来年度社会福祉法が変わって、第二種社会福祉事業が変わる議論になっていますから、おそらくそれで、社会福祉法人として、どうするかということは出てくると思います。

また、社会福祉法の改正で、社会福祉法人は、社会貢献や地域貢献が必須義務になってきますから、それを何らかの形でやっていこうという方向も、ひとつかと思いました。

菅委員のおっしゃったように、心配はそのとおりだと思います。

弁護士さんも社会福祉士さんも、専門職は数が限られています。この人数が、急速に増えるとは限らないので、そうすると、すそ野を広げたいのであれば、やはり市民後見人だと思いますので、そこをどのように各種体制を作るのか、というところがあるかと感じました。

他にございますか。

### ○鹿島委員

一番最初の説明のところで、菅委員が質問されていましたが、市民後見人に受任してもらう際は、比較的手続きが簡単であったり、状态的に軽い方と伺いました。今回、後見類型の方で市民後見人に依頼するとなった8番の方は、どのような経緯なのか教えていただけますか。

また、先程法人後見を社会福祉法人が行ったら良いのではというところで、私達が施設や特養をお願いした際に「金銭管理等は全て施設でやります」、「亡くなった後の手続きもやります」ということは、すでに法人が受けていて、社協に依頼をしていないのかなと思ったり、成年後見制度の申立てせずに、法人でやってらっしゃるのかなと思いましたが、センターで状況を把握されていたら教えていただきたいです。

### ○菅委員

障がい者施設のことですね。

### ○平塚主任相談員

まず、8番の方について、この方は生活保護を受給されていて、本人も自発的な発言がなく、身上保護や金銭管理が複雑ではないということで、市民後見人の方に受任してもらっています。

保佐・補助の方のほうが、ご本人の意向もありますので大変な場合もあります。

また、社会福祉法人が金銭管理や亡くなった後のことも行う、というところは、社協ではあまり関わりはありません。どちらかというと、亡くなった際に、心配だから後見人をつけてほしいと言われることが多いです。施設の方で、それをを行うことが可能な体制が整っていて、不正さえ起こさないのであれば、あえて後見申立てをしなくても良いのかなとは思いますが。

#### ○菅委員

全く身寄りがない方を施設が行うことは難しいと思います。

#### ○林会長

そうですね。障がい者の施設ですが、措置制度があった時代は、そういったことも多かったと思います。

何が煩雑かという、例えば本人が亡くなって財産が残っていて、相続人を探す場合、結局法人が顧問弁護士に頼んで、全部調べてもらうと大変なケースが出てくることがあります。その相続人を探すことが、法人としてはかなり負担となります。

他にございますか。

#### ○白石委員

私達は、在宅にいるときから相談を受けることが多くて、センターの方に相談させていただいて、この方はこうなったのだなと思いながら、結果を読ませていただいております。

対象者は、判断能力が低下して、施設で生活せざるをえないような状況になった方が、このように成年後見制度を利用しているのかと思ったのですが、在宅ではこのような方はほとんどいないのか、あるいは在宅だと、なかなか後見人としてついてくださる方もいないと聞いたことがあるので、そのことをお伺いしたいです。

また、こうした背景として、高齢者が増えてきていること、身寄りのない方が増えてきていること、超高齢化で認知症の方が増えてきてこのように相談件数が増えて、皆さん大変な状況にあるのかなと思いますが、感覚で構わないので背景があれば教えていただきたいです。

#### ○平塚主任相談員

現在社協で29件受任していますが、そのうち在宅の方は2件となります。過去に、在宅の方も5件程いましたが、やはり倒れたり、入院したりということで施設入所になっていくことが多いです。相談時点で仮に在宅だったとしても、訪問した際には在宅は難しいということも結構ありますので、入所支援と申立支援を同時に進めていくというケースも、やはり多いです。

相談の傾向としては、身寄りがないイコール成年後見制度を検討するいうところは、おそらく地域にもなじんできて、知れ渡ってきているのかなと思います。

大体関係機関から相談が来たら、ほぼ申立てにつながる件数が増えてきています。

令和5年、6年は申立件数が概ね22件程度でしたが、今年度はすでに30件申立てをしているので、3月末にはさらに3、4件が追加されて、35件、36件程にはなると思います。この傾向がたまたまなのか、今後も継続するのかわかるというところは、センターとしても、気になっているところではあります。

#### ○林会長

在宅で成年後見制度を受ける場合は、在宅生活を支える体制がないとなかなか大変かと思えます。保佐、補助類型で在宅の方を受けるのですが、それを支える地域のネットワークみたいなものがないと、なかなか難しいので、逆に言うと、ある面では安易に成年後見制度が使われ

て、権利侵害するというようなことも出てきてしまうかもしれないので、そのあたりが難しいかと。

また、どこまでが身寄りがないとするのが、難しいですね。実際には、身寄りがいるけれど、音信不通であったり、関係を絶っているような場合、特に特養のような施設だと、家族で色々な課題が出てきます。

今回の社会福祉法の改正では、そういったことが話題になっていますから、どういう定義づけをしてくるのかによっても変わると思います。そのあたりの問題意識があるかと。

#### ○林会長

他にございませんか。

#### ○平塚主任相談員

もしご存じであれば、小泉先生にお伺いしたいのですが、報酬に関して、現在成年後見制度が変わっていくと言われていますが、報酬が下がるようなお話をきいたことはありますか。

#### ○小泉委員

成年後見制度が変わるから報酬が下がるというお話は、家裁や各機関からも聞こえてきたことではないです。変わってほしくないなと思ってはいます。

今、質問されて気になったことは、今回制度が変わり、できることが限られるということは、つまり対価は、今までよりも包括的な部分が下がるということなので、もしかしたらそういう可能性もあるのかと感じました。正式には何も来ていません。

#### ○菅委員

全部補助類型になるということですか。

#### ○林会長

後見類型のように3つの類型ではなく1つの類型になるかもしれません。また、後見期間が定められるようなので、人によっては短期間なため、その報酬しか入らないけれど、解除されたからといって、その方を放置していいかどうかはまた別問題として出てきますので、地域でどう支えるかを考えたときに、簡単にはいかないと思います。

#### ○菅委員

もう法律は通りましたか。

#### ○森田委員

早ければ特別国会に出されるというお話もありますが、施行されるのはもう少し後で1年後くらいになるのではないのでしょうか。

今、会長からお話がありましたように、おそらく限定的になるかと思います。報酬の部分も限定的になって、後見人の活動が限定されてきたり、期間がもしかしたら、重大な法律行為が終わったら終了するというので、その後どうするのかということは、やはり支援チームで支えていかなければならない部分が、かなり出てくるのではという気がしています。

ただ、家裁の方も今、要綱等色々検討していると聞いていますので、もしかしたら、体制が変わる可能性もあるかもしれません。

#### ○林会長

社会福祉法の改正は、大抵通常国会の6月ぐらいにありますので、逆に言うと先程言った成年後見制度の部分において、期限が切れたときにどうするのかということで、第二種社会福祉

事業が変わって、生活支援や死後のこと、入院入所・退院退所支援の3つの課題があります。これらをどのように事業化するのかということによって、別の収入が入ってくる形です。

ただ、社協さんがもし行うとしたら、その第2種社会福祉事業の中で、どの部分をきちんと行って、それを有償化するのかなど、色々事業展開を考えなければならないと思います。

#### ○菅委員

今、日常生活自立支援事業（以下「日自」という。）の問題がすごく出てきています。道内でも道南の方では日自を行っていない地域もあって、もし後見制度が終わってしまった後に、その方を放置しておくわけにはいけないので、日自の活用がすごく重要視されているところがあります。江別市は日自が充実していて、私としてはとても嬉しいです。ただ、他の市町村の状況もあるので、やはり色々なところで見直しをしていく必要があるかと思います。

#### ○林会長

日自は都道府県社協なので、市町村社協が行うには確か手を挙げて、自分の財源でやらなければならないので、おそらく日自も、この第二種社会福祉事業の中で、変わってくるのだと思います。

ただ、すぐ変わるわけではなくて、おそらく法律が制定されて、1年目はこれを、2年目はこれを、3年目はこれをと段階的にやっていくと思いますので、それに合わせてどうしていくかという話だと思います。

それではこの案件については終了してよろしいでしょうか。全ての報告が終わりましたので、その他について事務局から何かありますでしょうか。

#### ○山本介護保険課長

本協議会の委員の任期が3月31日までとなっております。皆様には事前にご連絡し、複数名の方から継続のご内諾をいただいておりますが、退任される委員の方が3名いらっしゃいます。

【退任委員紹介】

【退任委員挨拶】

#### ○山本介護保険課長

ありがとうございました。

次回の協議会の開催について、令和8年6月頃に、令和7年度の実績報告等や、新年度の事業計画などについて協議いただく予定です。よろしくお願いいたします。

#### ○林会長

それでは、これですべて終わりましたので閉会といたします。

どうもありがとうございました。

以上